

観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証基準」

【体験事業】



- ・ 必須：20項目
 - ・ 選択：13項目
- (令和5年3月13日改定)

【体験事業：必須】

○主にスタッフの感染症予防

基準項目	説明・具体的な方法例
10 <input type="checkbox"/> スタッフと常に連絡がとれるようにしている。	・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。
11 <input type="checkbox"/> スタッフの体温・体調をチェックしている。 (具体的な方法：)	・スタッフに発熱（例えば平熱より1度以上）や風邪症状（せきやのどの痛みなど）がある場合は、出勤停止（自宅待機または帰宅）させてください。（家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。） ・スタッフが、体調が優れない時に申し出しやすい環境作りに努めてください。 ・具体的な方法例：①業務開始前に検温・体調確認を実施
12 <input type="checkbox"/> 大声での会話を避けている。	
13 <input type="checkbox"/> 手指消毒や手洗いを徹底している。	・定期的に手指消毒や手洗いを実施するとともに、就業開始時や休憩室の利用前後、飲食対応時、他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施してください。
14 <input type="checkbox"/> 接客に当たっては社会的距離確保等の感染対策を行っている。 (具体的な方法：)	・スタッフは、できるだけ参加者に接触しないようにし、接触する場合は手指消毒を行ってください。（カウンター越しの接客対応も含みます。） ・子どもの参加者が動きまわる等、社会的距離を保てない場合は、保護者と相談し、極力直接接しないようにしてください。 ・具体的な方法例：①参加者の正面に立たないように注意し、社会的距離をできるだけ1 m以上確保する。 ②距離を確保できない場合は、アクリル板等で遮蔽する。
15 <input type="checkbox"/> ユニフォームや衣類はこまめに洗濯している。	

【体験事業：必須】

○取組の見える化等

基準項目	説明・具体的な方法例
16 □ 掲示物やホームページ等で、感染防止対策を講じていることを周知している。	

○感染が疑われる場合の対処方法

(1) 参加者に感染疑いがある場合等の対応

基準項目	説明・具体的な方法例
17 □ 参加者に感染疑いがある場合、「受診・相談センター」へ連絡するよう案内している。 (具体的な方法：)	・感染疑いがある場合は、参加者から「受診・相談センター」へ連絡するよう案内してください。

(2) スタッフに感染疑いがある場合等の対応

基準項目	説明・具体的な方法例
18 □ スタッフが発熱・風邪症状・体調不良の場合は、出勤停止（自宅待機または帰宅）させている。 (具体的な方法：)	・スタッフが発熱や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、体調不良（倦怠感など）がある場合には、出勤停止（自宅待機または帰宅）としてください。 （家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。） ・具体的な方法例：①発熱等の対応方法についてスタッフに周知 ②発熱等の対応方法にかかるマニュアルを策定
19 □ スタッフが感染もしくは感染疑いがある場合は、就業を禁止している。 (具体的な方法：)	・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。 ・具体的な方法例：①感染等の対応方法についてスタッフに周知 ②感染等の対応方法にかかるマニュアルを策定
20 □ スタッフが発熱・風邪症状・体調不良、感染疑いがある場合の対応をスタッフに周知徹底している。	・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証基準【体験事業：選択13項目】

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>○ 更衣室・ロッカーあり ○ 更衣室・ロッカーなし 【該当する場合は「1」をチェックしてください】</p>	
<p>1 <input type="checkbox"/> 更衣室やロッカー使用时、できるだけ会話をひかえることや、1m以上離れて着替えを行えるよう掲示等で案内している。</p>	
<p>○ 遊び体験等で利用する乗り物がある ○ 遊び体験等で利用する乗り物がない 【該当する場合は「2」をチェックしてください】</p>	
<p>2 <input type="checkbox"/> 乗り物で異なるグループが同乗する場合は、社会的距離を確保できるよう配置している。 (具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異なるグループが同乗する場合は、間隔をできるだけ1m以上確保できるよう配置します。 ・具体的な方法：①シール等での表示 ②掲示物や立看板による注意喚起
<p>○ 貸出器材あり ○ 貸出器材なし 【該当する場合は「3」をチェックしてください】</p>	
<p>3 <input type="checkbox"/> 参加者に貸し出す器材は、適時消毒・洗浄等している。</p>	
<p>○ 体験の中に飲食を伴う ○ 体験の中に飲食を伴わない 【該当する場合は4～5」をチェックしてください】</p>	
<p>4 <input type="checkbox"/> 参加者に対し感染防止対策を要請している。 (具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ここでの感染防止対策とは、飲食中は会話を控えること、飲食前後の手指消毒、社会的距離の確保のことを言います。 ・具体的な方法例：①掲示物や立看板による要請 ②アナウンス放送による要請 ③スタッフによる呼びかけ
<p>5 <input type="checkbox"/> 飲食時の感染防止対策を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異なるグループについては、グループ相互に社会的距離を最低1m以上確保するか、グループ同士のテーブル間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）で遮蔽してください。 ※少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等は同一グループとして扱います。 ・介助の必要がある場合はこの限りではありません。

【体験事業：選択】

<p>○ ハンドドライヤーあり ○ ハンドドライヤーなし 【該当する場合は「6」をチェックしてください】</p>	
<p>6 <input type="checkbox"/> ハンドドライヤー、共通のタオル等の使用に関し、適切に対応している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等で、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認できる場合には、使用可能とします。 ②共通のタオルの使用を禁止し、代わりにペーパータオル等を設置するか、 個人用のタオルを用意（宿泊客が各自のタオルを使用）。</p>
<p>○ スタッフ用休憩スペースあり ○ スタッフ用休憩スペースなし 【該当する場合は「7～9」をチェックしてください】</p>	
<p>7 <input type="checkbox"/> スタッフが休憩スペースを利用する際、基本的な感染防止対策を行っている。</p>	<p>・ここでの基本的な感染防止対策とは、利用人数制限などによる社会的距離確保（できるだけ1m以上）、対面で食事や会話をしないことを言います。</p>
<p>8 <input type="checkbox"/> 十分な換気を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①窓の開放により行っている。 ②機械換気により行っている。 ※いずれの場合でも、パーティション等を設置する際には空気の流れを阻害しないよう留意してください。 ※換気基準は必須項目「施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり。</p>
<p>9 <input type="checkbox"/> 共用物品について、定期的な清拭消毒をし、感染防止対策を行っている。</p>	

【体験事業：選択】

<p>○ 体験で使用する施設あり ○ 体験で使用する施設なし 【該当する場合は「10～12」をチェックしてください】</p>	
<p>10 <input type="checkbox"/> 十分に換気を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①窓の開放により行っている。 ②機械換気により行っている。 ※いずれの場合でも、パーティション等を設置する際には空気の流れを阻害しないよう留意してください。 ※窓の開放による場合、複数の窓がある場合は二方向の窓を開け、窓が一つの場合はドアも開けることにより、空気の流れをつくってください。 また、1時間に2回以上、数分程度換気してください。 ※機械換気による場合、一人あたり毎時30㎡以上の換気量を確保してください。換気量は、換気設備の取扱説明書等で確認するか、設置業者等に問い合わせてください。 (建築物衛生法(通称：ビル管理法)の「空気環境の調整に関する基準」に適合していれば、この必要換気量を満たすことになると考えられます。) ※詳しくは、厚生労働省作成『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照してください。 ※冬場は、厚生労働省作成『冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参考に、室温の低下による健康影響の防止との両立を適切に行ってください。</p>
<p>11 <input type="checkbox"/> 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる部分について、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて適時清拭消毒している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる設備等とは、筆記用具等、テーブル、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、蛇口、手すり、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション、トイレの便座や洗浄レバー、公衆電話 などです。</p> <p>※『新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について』(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)を参考にしてください。</p>
<p>12 <input type="checkbox"/> ゴミ、リネン類等を処理・回収する際にビニール袋に密閉し、飛散しないよう対策するとともに、作業後に手を洗っている。</p>	<p>・食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、リネン類、おしぼり等は、飛散しないようにし、作業後に手を洗っている。</p>

【体験事業：選択】

<p>○ 建築物衛生法における特定建築物に該当する ○ 該当しない 【該当する場合は「13」をチェックしてください】</p>	<p>・ 建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律、通称「ビル管理法」）における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000㎡以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。 ※該当するかどうか不明な場合は、お問い合わせください。</p>
<p>13 □ 建築物衛生法に基づく「空気環境の調整に関する基準」に従って、建築物を維持管理している。</p>	<p>・ 建築物衛生法における「空気環境の調整に関する基準」に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時30㎡）を満たすことになると考えられます。 ・ 詳しくは、厚生労働省作成『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照してください。</p>